核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき発電用原子炉等を定める告示

平成　十七年十一月二十二日　経済産業省告示第二百九十九号

改正

平成　二十年　二月二十二日　経済産業省告示第　二十八号

平成　二十年　三月二十八日　経済産業省告示第　五十六号

平成　二十年十一月　十九日　経済産業省告示第二百五十四号

平成二十二年　八月　十一日　経済産業省告示第　百八十三号

平成二十四年　九月　十四日　経済産業省告示第　二百号

平成二十五年　六月二十八日原子力規制委員会告示第　十号

平成二十七年　四月　一日原子力規制委員会告示第　二号

平成二十八年　九月　七日原子力規制委員会告示第　六号

令和　元年　六月　十七日原子力規制委員会告示第　二号

令和　七年　五月　七日原子力規制委員会告示第　三号

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（原子力規制委員会が定める発電用原子炉等）

第二条　令第六十三条第一項の表第三号及び第四号並びに第二項の表第第四号並びに第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、発電用原子炉、製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設であって、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

一　北海道電力株式会社　泊発電所

二　東北電力株式会社　東通原子力発電所

三　東北電力株式会社　女川原子力発電所
四　東京電力ホールディングス株式会社　福島第一原子力発電所
五　東京電力ホールディングス株式会社　福島第二原子力発電所
六　東京電力ホールディングス株式会社　柏崎刈羽原子力発電所
七　中部電力株式会社　浜岡原子力発電所
八　北陸電力株式会社　志賀原子力発電所
九　関西電力株式会社　美浜発電所
十　関西電力株式会社　高浜発電所
十一　関西電力株式会社　大飯発電所
十二　中国電力株式会社　島根原子力発電所
十三　四国電力株式会社　伊方発電所
十四　九州電力株式会社　玄海原子力発電所
十五　九州電力株式会社　川内原子力発電所

十六　日本原子力発電株式会社　東海第二発電所
十七　日本原子力発電株式会社　敦賀発電所
十八　電源開発株式会社　大間原子力発電所
十九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　高速増殖原型炉もんじゅ
二十　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　新型転換炉原型炉ふげん
二十一　日本原燃株式会社　再処理事業所
二十二　リサイクル燃料貯蔵株式会社　リサイクル燃料備蓄センター
二十三　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　核燃料サイクル工学研究所
二十四　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗原子力工学研究所

第三条　令第六十三条第一項の表第六号の原子力規制委員会が告示で定めるものは、製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設であって、前条各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。